

はじめに

診療所（または病院）は医師または歯科医師個人で開設するか医療法人で開設するしか方法がないと思い込んでいる人が多くいますが、社会福祉法人、特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）、及び一般社団法人等の非営利法人でも開設は可能です。

一般社団法人で診療所が開設できると言うと「本当ですか？」と疑う人が結構いますが、地区医師会は休日診療所を開設しています。そして地区医師会の多くは一般社団法人です。なお、本書において詳しく解説しますが、一般社団法人で診療所を開設できるのは非営利型のみです。非営利型以外の普通型とか営利型といわれる一般社団法人では診療所は開設できません。

最近は非営利型一般社団法人で診療所を開設する方法が流行っているようです。このような方法を「医療型一般法人」や「クリニック型一般法人」等と称する方もいるようですが、このような呼称では誰でも診療所を開設できる一般法人があると勘違いする人が出ると危惧しています。

実際に筆者にも非営利型一般社団法人による診療所開設に関する相談がきていますが、相談をしてくる方の多くは非医師です。

非医師ではダメといっているわけではありません。非医師からの相談であっても社会的貢献を目的とする等、非営利性を理解している方であれば相談に応じています。

しかしながらには「定年退職後にできる仕事として考えている」とか「非医師でも診療所を経営できると聞いたので興味がある」といった明らかに制度を誤認した方がいます。そのような方に非営利型一般社団法人が大前提であり、誰でも診療所を開設できるわけではないと説明しても、「でも法的には問題ないですよね？」と念を押してきたり、

「保健所に許可申請する時だけ非営利型の要件を満たせば大丈夫だと思った」という人すらいます。どうやら非医師でも一般社団法人なら誰でも開設できると吹き込んでいる人がいるようですが、これは完全に制度を悪用しています。

このままでは間違った一般社団法人による診療所開設のスキームが広まりそうなので、日本法令の協力のもとに非営利型一般社団法人による診療所開設の正しい解説をした本を出版することにしました。

なお、本書を執筆するにあたり、厚生労働省やいくつかの保健所に取材をしていますが、そのいずれもが非営利型一般社団法人による診療所開設は適法であると明言しています。つまり、非営利型一般社団法人による診療所開設は、医療法や通知に則り、適切に開設及び運営をすれば、検討する価値のある制度です。

今後は診療所の開設方法として、医師または歯科医師個人による開設、医療法人による開設、そして非営利型一般社団法人による開設という3つの選択肢があり、その中から最適と思われる方法で開設できるということを本書において詳しく解説していきたいと思います。本書が非営利型一般社団法人による診療所開設の正しい理解と制度の普及につながれば幸いです。

令和4年2月 西岡秀樹

Contents



第1章

一般社団法人による診療所開設とは

| | | |
|----------|---------------------------------|----|
| 1 | 診療所開設方法 | 10 |
| (1) | 診療所開設方法 | 10 |
| (2) | 医師または歯科医師個人で開設 | 10 |
| (3) | 医療法人で開設 | 14 |
| (4) | 非営利法人で開設 | 15 |
| (5) | 株式会社で開設 | 18 |
| 2 | 一般社団法人の区分 | 19 |
| (1) | 公益法人制度改革後の一般社団法人の区分 | 19 |
| (2) | 公益法人等とは | 19 |
| (3) | 非営利型法人の要件 | 20 |
| (4) | 収益事業とは | 22 |
| (5) | 診療所開設を目的とする 一般社団法人の非営利型法人の要件 | 23 |
| 3 | 診療所開設方法別の比較 | 25 |
| (1) | 法人設立手続 | 25 |
| (2) | 診療所開設手続 | 27 |
| (3) | 診療所開設後の手続き | 28 |
| (4) | 法務局への登記手続 | 31 |

(5) 税金面 32

4 一般社団法人による診療所開設事例

34

ケース1 非医師への親子間承継 34

ケース2 地域への恩返し 35

ケース3 診療+ボランティア事業 36

ケース4 訪問看護ステーションから地域包括ケアへ 37

5 非営利性の徹底

38

6 非医師による医療への参入

44

(1) 医療法人への非医師の関与 44

(2) 医療法人以外の法人による診療所開設 46

第2章

一般社団法人と医療法人・株式会社の違い

1 法人設立

50

(1) 法人設立に要する期間 50

(2) 法人設立に要する費用 53

(3) 定款の主な違い 55

2 診療所開設

59

(1) 診療所開設までに要する期間 59

(2) 診療所開設に要する費用 65

3 設立後の登記手続

68

- (1) 医療法人 68
- (2) 一般社団法人 71
- (3) 株式会社 73

4 社員と役員（理事・監事）の構成

77

- (1) 医療法人 77
- (2) 一般社団法人 83
- (3) 株式会社 92

5 法人税等の申告

96

- (1) 医療法人 96
- (2) 一般社団法人 103
- (3) 株式会社 109

6 消費税の申告

112

- (1) 消費税の納稅義務者（課稅事業者） 112
- (2) 消費税の納付税額の計算方法 114
- (3) 医療法人 115
- (4) 一般社団法人 116
- (5) 株式会社 120

7 相続税の申告

121

- (1) 医療法人 121
- (2) 一般社団法人 124
- (3) 株式会社 127

第3章 一般社団法人について

1 役員の権限・義務・責任・任期

132

- (1) 役員の権限 132
- (2) 役員の義務 134
- (3) 役員の責任 135
- (4) 役員の任期 137

2 社員と役員の違い

139

- (1) 社員 139
- (2) 役員 143
- (3) 社員と役員の違い 144

3 基金と社員の関係

146

- (1) 基金とは 146
- (2) 基金制度を採用する理由 148
- (3) 基金拠出契約書 150
- (4) 基金と社員の関係 154

4 社員総会・理事会

155

- (1) 社員総会 155
- (2) 社員総会議事録 158
- (3) 理事会 160
- (4) 理事会議事録 160

5・法人設立後の税務関係手続

164

- (1) 税務署への届出書 164
- (2) 都道府県と市区町村への届出書 166
- (3) 事業年度 170
- (4) 特別の利益供与 170

第4章

一般社団法人による診療所開設のポイント

1・保健所への対応

174

- (1) 医療法人の場合との違い 174
- (2) 非営利性の確認 175
- (3) 保健所ごとの違い 176
- (4) 保健所との信頼関係 176

2・社員・理事・監事の人選ポイント

178

- (1) 理事の人選ポイント 178
- (2) 監事の人選ポイント 179
- (3) 社員の人選ポイント 179

3・定款のつくり方

182

- (1) 非営利型法人とは 182
- (2) 目的について 185
- (3) 基金制度 187
- (4) その他 187

4 診療所開設許可申請書のつくり方

188

-
- (1) 診療所開設許可申請書 188
 - (2) 添付書類 188

第1章

一般社団法人による 診療所開設とは

- 1 診療所開設方法
- 2 一般社団法人の区分
- 3 診療所開設方法別の比較
- 4 一般社団法人による診療所開設事例
- 5 非営利性の徹底
- 6 非医師による医療への参入

1

診療所開設方法

(1) 診療所開設方法

はしがき（はじめに）でも書きましたが、診療所は医師または歯科医師個人で開設するか医療法人で開設するしか方法がないと思い込んでいる人がいるので、まず診療所の開設方法について解説します。

診療所の開設方法には下記の4つの方法があります。

- ① 医師または歯科医師個人で開設
- ② 医療法人で開設
- ③ 非営利法人で開設
- ④ 株式会社で開設

(2) 医師または歯科医師個人で開設

2019年10月1日時点における診療所の数は一般診療所と歯科診療所を合わせて171,116施設ですが、このうち個人開設は94,206施設あり、半分以上の約55%が個人開設です。

●図表1-1 開設者別にみた施設数

各年10月1日現在

| | 施設数 | | 対前年 | | 構成割合 (%) | |
|-------|----------------|-----------------|--------|------------|----------------|-----------------|
| | 令和元年 (2019) | 平成30年 (2018) | 増減数 | 増減率 (%) | 令和元年 (2019) | 平成30年 (2018) |
| 病院 | 8 300 | 8 372 | △ 72 | △ 0.9 | 100.0 | 100.0 |
| | 国 | 322 | △ 2 | △ 0.6 | 3.9 | 3.9 |
| | 公的医療機関 | 1 202 | △ 5 | △ 0.4 | 14.5 | 14.4 |
| | 社会保険関係 団体 | 51 | 52 | △ 1 | △ 1.9 | 0.6 |
| | 医療法人 | 5 720 | 5 764 | △ 44 | △ 0.8 | 68.9 |
| | 個人 | 174 | 187 | △ 13 | △ 7.0 | 2.1 |
| | その他 | 831 | 838 | △ 7 | △ 0.8 | 10.0 |
| 一般診療所 | 102 616 | 102 105 | 511 | 0.5 | 100.0 | 100.0 |
| | 国 | 537 | 536 | 1 | 0.2 | 0.5 |
| | 公的医療機関 | 3 522 | 3 550 | △ 28 | △ 0.8 | 3.4 |
| | 社会保険関係 団体 | 450 | 464 | △ 14 | △ 3.0 | 0.4 |
| | 医療法人 | 43 593 | 42 822 | 771 | 1.8 | 42.5 |
| | 個人 | 41 073 | 41 444 | △ 371 | △ 0.9 | 40.0 |
| | その他 | 13 441 | 13 289 | 152 | 1.1 | 13.1 |
| 歯科診療所 | 68 500 | 68 613 | △ 113 | △ 0.2 | 100.0 | 100.0 |
| | 国 | 4 | 5 | △ 1 | △ 20.0 | 0.0 |
| | 公的医療機関 | 261 | 262 | △ 1 | △ 0.4 | 0.4 |
| | 社会保険関係 団体 | 7 | 7 | - | - | 0.0 |
| | 医療法人 | 14 762 | 14 327 | 435 | △ 3.0 | 21.6 |
| | 個人 | 53 133 | 53 682 | △ 549 | △ 1.0 | 77.6 |
| | その他 | 333 | 330 | 3 | 0.9 | 0.5 |

(令和元(2019)年医療施設(動態)調査・病院報告より)

このように個人開設は最もポピュラーな診療所開設方法といえます。医療法第1節は開設等について定めており、その第7条第1項では次のように定められています。

■ 医療法（アンダーラインは筆者）

第7条 病院を開設しようとするとき、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の6第1項の規定による登録を受けた者（同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の4第1項の規定による登録を受けた者（同法第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第2項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床研修等修了歯科医師」という。）でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第3項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第8条及び第11条において同じ。）でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第8条から第9条まで、第12条、第15条、第18条、第24条、第24条の2、第27条及び第28条から第30条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

アンダーラインを引いたところだけをわかりやすく書くと「臨床研修を修了した医師または歯科医師でない者が診療所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない」となります。

つまり、臨床研修を修了した医師または歯科医師であれば許可は必要なく、自由に診療所を開業することができます。これを自由開業医

制といいます。

(注：平成 16 年 4 月 1 日以前に免許を受けた医師、平成 18 年 4 月 1 日以前に免許を受けた歯科医師は臨床研修を修了したものとみなされます。)

ただし、医療法第 8 条は下記のように定めており、臨床研修を修了した医師または歯科医師であれば自由に診療所を開業することができますが、開業後 10 日以内に開設届を提出する義務があります。

■ 医療法

第8条 臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師又は助産師が診療所又は助産所を開設したときは、開設後 10 日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

しかし、大きな問題が 1 つあります。

法的には自由開業医制ですが、保健所によっては診療所の構造が適切でないという理由等で開設届を受付しないところがあります。

実務上ほとんどの保健所は、診療所開設届出に際して「図面を持参の上、事前相談が必要」としており、制度上は届出制でありながら、実質的には限りなく許可制に近い運用となっているのが実態です。また、保健所によって実地検査をしてからでないと開設届を受付しないという、行政手続法上の問題がある運用をしているところすらあります。

したがって、これから個人開設を検討している場合は必ず保健所に図面を持参して事前相談してください。

開業コンサルタントやクリニック専門設計士等と自称する者の中には、制度上の届出制を信じて事前に保健所に相談に行かない者がいます。このような者に診療所の開設を任せると開設が遅れるだけでな

く、追加工事が必要になる場合もあるので、くれぐれもご注意ください。

(3) 医療法人で開設

2019年10月1日時点における診療所の数は一般診療所と歯科診療所を合わせて171,116施設ですが、このうち医療法人は58,355施設あり、約34%を占めています。個人開設と医療法人が占める割合は約89%なので、ほとんどの診療所はこの2つの方法のいずれかで開設しています。

医療法第7条第1項を要約すると「臨床研修を修了した医師または歯科医師でない者が診療所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない」と定めており、医療法人で開設する時は保健所に対して診療所開設許可申請が必要になります。

しかし、医療法人の設立は株式会社や一般社団法人と違い、都道府県知事または政令指定都市等の市長（以下、本書において都道府県知事等という）による認可が必要です。

これを設立認可主義といいます。

これに対し、株式会社や一般社団法人は設立準則主義といい、許認可は必要なく、公証人役場で定款の認証を受けてから法務局で登記をすれば法人が設立できます。

医療法人の設立について、医療法第44条で下記のように定められています。

■ 医療法

第44条 医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下この章（第3項及び第66条の3を除く。）において単に「都道府県知事」という。）の認可を受けなければ、これを設立すること

ができない。

したがって、個人開設している診療所を医療法人化したい場合や、最初から医療法人で診療所を開設したい場合は、最初に都道府県知事等に対して医療法人設立認可申請をする必要があります。

そして設立認可された後に法務局で登記をして、その後に保健所に対して診療所開設許可申請をして初めて診療所を開設することができます。

(4) 非営利法人で開設

医療法第7条第1項を要約すると、「臨床研修を修了した医師または歯科医師でない者が診療所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない」と定めていますが、医療法人以外の法人が診療所を開設できないとは書かれていません。

ただし、医療法第7条第6項は営利を目的とする者には第1項の許可を与えないことができると定めています。

■ 医療法

第7条

6 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、第4項の規定にかかわらず、第1項の許可を与えないことができる。

つまり、株式会社等の営利法人は原則として診療所の開設はできず、非営利法人のみが診療所を開設することが可能だということです。

非営利法人による診療所開設については、厚生労働省が「医療法人以外の法人による医療機関の開設者の非営利性の確認について」という通知を出しています。

■「医療法人以外の法人による医療機関の開設者の非営利性の確認について」より一部抜粋（アンダーラインは筆者）

医療法人以外の法人による医療機関の開設者の非営利性の確認について

(平成 19 年 3 月 30 日)

(医政総発第 0330002 号)

(各都道府県医政主管部（局）長あて厚生労働省医政局総務課長通知)

医療法第 7 条及び第 8 条の規定に基づく医療機関の開設手続きに際しての確認事項については、これまで平成 5 年 2 月 3 日総第 5 号・指第 9 号健康政策局総務課長・指導課長連名通知（以下「平成 5 年通知」という。）により、ご配意いただいているところであるが、今般、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）において、医療法人の解散時の残余財産は個人に帰属しないこととする等の規定を整備し、医療法人の非営利性に関する規律の明確化を図ったところである。

改正法の趣旨に鑑みれば、医療法人以外の法人についても非営利性の徹底を図ることが必要であることから、今般、医療法人以外の法人が解散した時の残余財産の取扱いについて、医療機関を開設する際に留意すべき点を定めたので、当該法人の開設許可の審査及び開設後の医療機関に対する検査にあたり十分留意の上厳正に対処されたい。

なお、その他の事項については、引き続き平成 5 年通知に基づいて

【著者略歴】

■ 西岡 秀樹（にしおか ひでき）

税理士・行政書士

西岡秀樹税理士・行政書士事務所所長・一般社団法人医業経営研鑽会会长

事務所ホームページ <https://nishioka-office.jp/>

研鑽会ホームページ <https://www.kensankai.org/>

昭和45年東京都生まれ。大原簿記学校に在籍中に簿財2科目に合格、同校卒業後一度に税法3科目に合格して税理士となり、医業経営コンサルタント会社勤務を経て平成12年に独立。平成22年に医業経営研鑽会を設立し、現在まで会長を務めている。

主な著書：「税理士・公認会計士のための医業経営コンサルティングの実務ノウハウ」（中央経済社）、「医療法人の設立認可申請ハンドブック」、「病医院の引き継ぎ方・終わらせ方が気になったら最初に読む本」、「クリニックの個別指導・監査対応マニュアル」、「歯科医院の法務・税務と経営戦略」、「医療法人の設立・運営・承継・解散」（以上日本法令、共著）ほか

■ 岸部 宏一（きしべ こういち）

特定行政書士・医業経営コンサルタント

行政書士法人横浜医療法務事務所代表社員／有限会社メディカルサービスサポートアーズ代表取締役 ホームページ <https://www.med-ss.jp/>

昭和40年東京生まれ（秋田育ち）。昭和63年中央大学商学部卒業。MedS. 医業経営サポートアーズ代表、一般社団法人医業経営研鑽会理事、一般社団法人医業承継士協会理事

バイエル薬品㈱で10年余MR経験後、医療法人事務長として医療法人運営と新規事業所開設に従事。平成12年より㈱川原経営総合センター（川原税務会計事務所／現税理士法人川原経営）で医業経営コンサルタント修行後、平成15年独立。全国の医療機関の経営支援の傍ら、医療法務実務の第一人者としての啓蒙・啓発活動を継続。

主な著書：クリニック事件簿（日経メディカルオンライン <https://medical.nikkeibp.co.jp/inc/all/clinic/jikenbo/>）、「クリニック開業を思い立ったら最初に読む本」、「医療法人の設立認可申請ハンドブック」、「病医院の引き継ぎ方・終わらせ方が気になったら最初に読む本」、「クリニックが在宅医療をはじめようと思ったら最初に読む本」、「医療法人の設立・運営・承継・解散」（以上日本法令、共著）ほか

■ 河野 理彦（こうの ただひこ）

行政書士・個人情報保護士

こうの法務事務所 ホームページ <https://kohno-office.jp>

一般社団法人医療法務支援協会 ホームページ <https://m-support1.com>

昭和 46 年千葉県生まれ。駿河台大学法學部卒業。平成 15 年に初挑戦で行政書士試験を突破、即独立開業。医療と運輸の許認可、そして遺言相続・医業承継を専門とする。

各分野の専門家とのネットワークを重視し、医師の独立から医療法人の設立支援はもちろん、その後の運営における「医療法務」の確立に心血を注ぐ。

主な著書：「医療法人の設立・運営・承継・解散」（日本法令、共著）

■ 望月 亜弓（もちづき あゆみ）

行政書士

望月亜弓行政書士事務所 ホームページ <https://www.gyoseioffice-mochizuki.com/>

昭和 63 年神奈川県生まれ（東京都育ち）。

高校在学中に調剤報酬請求事務専門士 2 級を取得。透析専門クリニックで医療事務、調剤薬局で調剤事務に従事。医療従事者が医療に専念できる環境を守ることに使命を感じ、令和元年に行政書士資格を取得。即行政書士事務所を開業。医療事務経験者の行政書士として医療法人、一般社団法人、診療所の行政手続を中心に行っている。